

福岡医発第 1914 号 (地)
令和 3 年 10 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

緊急事態措置の解除と今後の対応について

今般、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部より、令和 3 年 10 月 1 日をもって本県における緊急事態宣言が解除されることに伴い、9 月 28 日付けで「緊急事態措置の解除と今後の対応について」を定めた旨、別紙のとおり周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

公印省略

3 保 総 第 1627 号

令和 3 年 9 月 29 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課長

「緊急事態措置の解除と今後の対応について」に関する周知について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県の感染状況は、7月下旬以降急速に悪化し、これまでに経験したことのない爆発的な感染拡大が続き、8月2日からはまん延防止等重点措置、8月20日からは緊急事態措置を実施し、県民及び事業者の皆様には厳しい要請を行ってまいりました。

これらの措置の効果が顕著に表れ、新規陽性者数や病床使用率などの指標は大幅に改善しております。

このような本県の感染状況等について、国と情報共有し、協議を進めてきたところ、政府対策本部は、本県について、9月30日をもって緊急事態措置を実施すべき区域から解除すること及びまん延防止等重点措置には移行しないことを決定しました。

一方で、福岡コロナ警報の3つの指標で見ると、警報解除の基準のうち、新規陽性者数と病床使用率は基準を上回っている状況です。

感染収束時においては、これまでの努力を無にしないためにも慎重に歩を進めていくことが重要であり、緊急事態措置解除後の対策の緩和については段階的に行うこととし、10月1日以降も必要な措置を継続することとしました。

県民・事業者の皆様には、引き続き厳しい内容のお願いをすることとなり、大変心苦しく思いますが、感染の再拡大を防ぎ、できるだけ早く措置を解除できるよう、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。また、関係機関などへの周知につきましてもご協力をいただきますようお願いいたします。

<添付資料>

「緊急事態措置の解除と今後の対応について」

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課

企画係 神田

電話番号 : 092-643-3238

ファックス : 092-643-3241

公印省略



3保総第1616号
令和3年9月28日

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部員 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
福岡県知事 服部誠太郎

緊急事態措置の解除と今後の対応について

本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和3年9月28日付けで「緊急事態措置の解除と今後の対応について」を定めましたので、お知らせいたします。

つきましては、内容を十分御了知いただくとともに、関係機関等への周知を図る等の対応をお願いします。

〈添付資料〉

「緊急事態措置の解除と今後の対応について」

なお、同日開催されました福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料は以下の URL より取得できます。

《新型コロナウイルス感染症ポータルページ》

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

総務班

電話：092-643-3686

FAX：092-643-3698

令和3年9月28日

緊急事態措置の解除と今後の対応について

I 緊急事態措置の解除

本県の感染状況は、7月下旬以降急速に悪化し、8月18日には新規陽性者数が過去最多の1,253人となるなど、これまでに経験したことのない爆発的な感染拡大が続き、8月2日からはまん延防止等重点措置、8月20日から緊急事態措置を実施し、県民及び事業者の皆様に厳しい要請を行ってまいりました。

これらの措置の効果が顕著に表れ、新規陽性者数は8月25日以降9月27日まで34日連続で前週の同一曜日を下回っています。

病床利用率については、8月26日には69.4%まで上昇したものの、第3波や第4波の際のように80%を超えるようなことはなく、減少傾向となり、重症病床利用率についても、第4波では50%を超えたものの、今回は常に20%未満の低い水準で推移しました。

現在の感染状況や医療への負荷の状況について、福岡コロナ特別警報の3つの指標で見ると、9月27日時点では、

- ①新規陽性者数の7日移動平均は89.5人と解除基準（100人未満）を下回っている
 - ②病床利用率は22.2%と解除基準（50%未満）を下回っている
 - ③重症病床利用率は11.3%と解除基準（30%未満）を下回っている
- 状況です。

また、国の分科会が示した「緊急事態措置解除の考え方」に基づき追加した特別警報解除に当たって注視すべき項目（入院率、重症者数、中等症者数、自宅療養者等の数）を加味しても、解除基準を満たしています。

国の分科会が示すステージ判断指標を見ると、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数は12.2人とステージⅡ相当以下に減少し、県内すべての地域でステージⅡ相当以下あるいはステージⅢ相当となっています。また、PCR等陽性率、感染経路不明割合、重症病床利用率についてもステージⅡ相当以下に改善しており、病床利用率については現時点ではステージⅢ相当

に留まっているものの、10月初旬までにはステージⅡ相当以下に低下することが見込まれます。

このような本県の感染状況等については、国と密に情報共有し、協議を進めてきたところ、本日、政府対策本部は、本県を含む19都道府県について、9月30日をもって緊急事態措置を実施すべき区域から解除すること及びまん延防止等重点措置には移行しないことを決定しました。

これもひとえに、不要不急の外出自粛や飲食店における営業時間短縮・酒類提供自粛などの非常に厳しい要請にもかかわらず、多くの県民及び事業者の皆様にご理解と御協力をいただいたおかげであり、深く感謝申し上げます。

また、病床や診療・検査体制の確保に御協力いただくとともに、強い使命感を持って最前線で治療に当たられている医療従事者の皆様に対し、心から敬意を表します。

なお、現在発動中の福岡コロナ特別警報については解除基準を満たしているため、緊急事態措置の解除と同時に9月30日をもって解除し、福岡コロナ警報に移行します。

Ⅱ 今後の対応

現在、本県のワクチン2回接種率は、高齢者は約90%に達しているものの全体では53.9%となっています。今後さらに接種が進むことによる効果が期待される一方、第5波において急速に感染が再拡大したことを踏まえると、感染を十分に低い水準まで抑え込んでおかなければ、次の感染拡大の波がある間に押し寄せることも懸念されます。

感染収束時においては、これまでの努力を無にしないためにも一步一步足元を見ながら慎重に歩を進めていくことが重要であります。

現在の感染状況等について、福岡コロナ警報の3つの指標で見ると、次の段階である警報解除の基準

- ①新規陽性者数の7日移動平均が35人未満
- ②病床使用率が20%未満
- ③重症病床使用率が15%未満

のうち、新規陽性者数と病床使用率が基準を上回っている状況です。

また、国の分科会が示すステージ判断指標を見ても、病床使用率と療養者数についてはステージⅡ相当以下には達していません。

国の基本的対処方針においては、緊急事態措置解除後の対策の緩和については段階的に行い、必要な措置はステージⅡ相当以下に下がるまで続けることとされています。

このため、専門家の意見や市町村との協議を踏まえ、10月1日以降も必要な措置を継続し、感染防止対策を徹底するとともに、市町村と連携してワクチンの接種を進めてまいります。

県民及び事業者の皆様には、引き続き厳しい内容のお願いをすることとなり大変心苦しく思いますが、感染の再拡大を防ぎ、できるだけ早く措置を解除できるよう、御理解・御協力くださいますようお願いいたします。

Ⅲ 県民・事業者等に対する要請

県民及び事業者の皆様には、次のとおり協力を要請します。

Ⅰ 県民への要請

区域：県内全域

期間：令和3年10月1日（金曜日）0時から10月14日（木曜日）24時まで

（Ⅰ）外出等（特措法第24条第9項）

- ① 外出にあたっては、自ら基本的な感染防止対策（三つの密の回避、マスクの着用、手指衛生等）を徹底したうえで、目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して、混雑していない時間と場所を選び、少人数で行動すること。

特に発熱等の症状がある場合は、外出や移動を避けること。

- ② 帰省や旅行など、県境をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、ワクチン接種を完了していない場合は、移動に際してPCR等の検査を行うよう努めること。

（Ⅱ）飲食

- ① 感染防止認証店※など、感染防止対策が徹底されたお店を選ぶこと。

感染対策が徹底されていない飲食店や営業時間短縮の要請に応じていない飲食店の利用を厳に控えること。

※感染防止認証店とは、感染防止対策の認証基準40項目全てを満たし、県が確認・認証した飲食店

- ② 人数にかかわらず感染対策が十分でない場合は、感染リスクが高くなる。特に大人数での会食は、大声になり飛沫が飛びやすくなることから、別添Ⅰ「感染リスクを避ける飲食店等の利用について」を遵守し、感染対策が十分でない場合は、会食を控えること。

- ③ 長時間の会食は、気分の高揚、注意力の低下により大声になりやすいため、控えること。

- ④ 会話の際は、マスクを着用し、大声を出さないこと。（個人宅等での会食を伴う集まりも含む）

- ⑤ 屋外であっても、人との距離の確保、会話の際のマスク着用、大声での会

話は控えることなどを徹底すること。

- ⑥ 路上・公園等における集団での飲食など、感染リスクが高い行動は行わないこと。

(3) カラオケ設備の利用

- ① 歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保すること。
- ② マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。
- ③ 座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避けること。

(4) 基本的な事項

- ① 三つの密の回避、マスクの着用、手指衛生（手洗いなど）等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② 電車・バス・タクシー等の公共交通機関を利用する際は、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。
- ③ ワクチン接種後も、マスクを着用するなど、引き続き、感染防止対策を行うこと。

2 飲食店への要請等

区域：県内全域

期間：令和3年10月1日（金曜日）0時から10月14日（木曜日）24時まで

(1) 営業時間短縮の要請（特措法第24条第9項）

<対象>

飲食店（特措法施行令第11条第14号）

- ・宅配、テイクアウトサービスを除く。
- ・設備を設けて客に飲食をさせる営業を行う露店営業(屋台)を含む。
- ・遊興施設（特措法施行令第11条第11号）のうち、食品衛生法上における飲食店営業の許可を受けているものを含む。
- ・ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設に該当する場合を除く。

<内容>

① 感染防止認証を受けていない店

- ・営業時間を5時から20時までの間とすること。
(もともとの営業時間が、5時から20時までの間である施設(店舗)は対象外)
- ・酒類の提供時間は11時からとし、オーダーストップは19時30分までとすること。
- ・酒類の提供を行う場合は、福岡県が発行する「感染防止宣言ステッカー」(青色)を掲示し、別途定める感染防止対策の自己チェック表の全ての項目を満たした上で、店舗内の利用者の見える場所に掲示すること。(働きかけ)
- ・酒類の提供を行う場合、同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること。
- ・飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。(カラオケボックスは対象外)

② 感染防止認証店

- ・営業時間を5時から21時までの間とすること。
(もともとの営業時間が、5時から21時までの間である施設(店舗)は対象外)
- ・酒類の提供時間は11時からとし、オーダーストップは20時30分までとすること。
- ・福岡県から交付を受けた「感染防止認証マーク」(金色)を店外の利用者の見える場所に掲示し、認証書は店舗内の利用者の見える場所に掲示すること。
- ・酒類の提供を行う場合、同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則4人以内とすること。
- ・飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)において、カラオケを行う設備を提供している場合、当該設備の利用を自粛すること。(カラオケボックスは対象外)

(2) 感染防止対策の徹底

- ・別添1「感染リスクを避ける飲食店等の利用について」を遵守すること。
- ・感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努めること。

(3) カラオケ設備の利用店

- ① 飲食を主として業としていない店舗（カラオケボックス）において、カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底すること。

【協力金】

- 【第13期】令和3年10月1日（金）0時～10月14日（木）24時まで、営業時間短縮に協力した飲食店等に対し協力金を給付する。
- 給付額
 - ・中小企業：売上高に応じて1日2.5万円～7.5万円
 - ・大企業（中小企業も選択可）：売上高減少額に応じて1日最大20万円
- 申請受付期間
10月15日～11月14日（電子申請及び郵送申請）

【協力金の先渡しを行います】

- 協力金の受給実績がある飲食店等に【第13期】協力金の一部を先渡し給付する。
- 先渡し給付額 ※差額分は本申請時に追加給付
17万5千円（2.5万円×7日）
- 先渡し給付申請受付期間
10月1日～10月7日（電子申請及び郵送申請）
- ※ 申請方法等については、別途発表

3 催物（イベント・集会等）の取扱い（特措法第24条第9項）

区域：県内全域

期間：令和3年10月1日（金曜日）0時から10月30日（土曜日）24時まで

(1) 催物（イベント・集会等）の開催制限（特措法第24条第9項）

※ 詳細は別添2「催物の開催制限等について」のとおり。

① 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物及び参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物で、大声での歓声、声援等がなく、飲食を伴わないことを前提とする場合。

・収容率の上限 100%以内

・人数の上限 5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)
のいずれか大きい方

※ 収容率の上限と人数の上限でどちらか小さい方。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物及び参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物で、大声での歓声、声援等が想定される場合等。

・収容率の上限 50%以内

・人数の上限 5,000人又は収容定員50%以内(≦10,000人)
のいずれか大きい方

※ 収容率の上限と人数の上限でどちらか小さい方。

③ 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物。

人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

(2) その他の要請

- ① 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインを遵守すること。
- ② 主催者は、催物前後に「三つの密」となるような混雑を回避するための方策を徹底すること。

4 事業者等への要請

区域：県内全域

期間：令和3年10月1日（金曜日）0時から10月14日（木曜日）24時まで

（1）感染防止のために事業者が行うべき以下の措置（飲食店を含む）を実施すること。（特措法第24条第9項）

- ① 従業員に対し、検査を受けることを勧奨すること。
- ② 手指の消毒設備を設置すること。
- ③ 事業所を消毒すること。
- ④ 換気や座席間の距離の確保、飛沫の飛散防止に有効なアクリル板等の設置など、業種別ガイドラインに従った感染防止策を徹底すること。
- ⑤ 入場者の感染防止のための整理及び誘導をすること。また、ホームページ等を通じて広く周知すること。
- ⑥ 発熱、その他の症状のある者の入場を禁止すること。
- ⑦ 入場者へのマスク飲食を周知すること。
- ⑧ 正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場を禁止すること（すでに入場した者の退場を含む）。

（2）職場への出勤等

- ① 在宅勤務（テレワーク）の活用、休暇取得の促進、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
- ② 職場においては、業種別ガイドラインに従った感染防止のための取組み※を行い、「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。

特に、「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。感染防止対策の徹底のため、ビル管理者等はCO₂センサー等により換気の状態を確認すること。

※基本的な感染防止対策の徹底（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保）、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、軽症状者に対する抗原簡易キット等を活用した検査の推奨、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得・職員寮等

の集団生活の場での対策

- ③ 自社の従業員に対し、職場の内外を問わず感染防止対策の徹底を呼びかけること。特に、営業時間の短縮の要請に応じていない飲食店の利用を控えるよう求めること。

(3) 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと（特措法第24条第9項）
- ② 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。
- ③ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ④ 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。
- ⑤ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑥ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

5 学校等の取扱い

学校教育活動は、三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を徹底した上で実施し、身体接触や大きな発声を伴う活動等の感染リスクの高い活動は制限するよう要請する。

特に、部活動、課外授業等においては、学校の管理職員及び職員に対し、感染防止対策の再確認を行うとともに、徹底を図るよう要請する。

6 県主催イベントの対応について
上記3と同様の取扱とする。

なお、上記の対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

感染リスクを避ける飲食店等の利用について

	飲食店等の遵守事項	利用者の遵守事項
レストラン 居酒屋等	○酒類の提供を行う場合、同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則 4 人以内とすること。 ○利用者間の距離の確保等 ・座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を 1 m 以上確保する。又はテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ・テーブル間は 1 m 以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る。 ・カウンター席の間隔は 1 m 以上確保する。又はカウンターテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ○換気の徹底 ・30 分に 1 回、5 分程度 2 方向の窓を全開等で十分な換気を確保する。 ○利用者への呼びかけ等 ・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す。 ・入店時に検温・手指消毒を促す。 ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるよう促す。 ・滞在時間が長時間（2 時間以上）とならないよう促す。 ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控えるよう呼びかける。 ○カラオケ設備の利用店 ・マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行うこと。カラオケボックス等においては、各部屋に消毒設備を設置すること。 ・飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、不特定多数の者が一同に会してカラオケ設備を利用することから、特に換気や人との距離の確保を徹底すること。	○予約時 ・感染防止認証マーク掲示店など、利用者間の距離の確保や換気の徹底等ができていない飲食店を利用する。 ○利用時 ・利用する飲食店等の感染防止対策を守り、協力する。 ・飲食時以外マスクを着用する。 ・入店時に検温・手指消毒を行う。 ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える。 ・長時間（2 時間）を超える飲食店の利用は控える。 ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控える。 ○カラオケ設備の利用時 ・歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を 2 m 以上確保すること。 ・マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。 ・座席の間隔を 1 m 以上確保し、正面の着座は避けること。
宴会場	○酒類の提供を行う場合、同一グループの同一テーブルへの入店案内は、原則 4 人以内とすること。 ○利用者間の距離の確保等 ・食事を提供する場合は収容定員の 50% 以内とする。 ・食事の提供は着席形式とする。（立食形式は提供しない） ・座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を 1 m 以上確保する。またはテーブル上にアクリル板等を設置し区切る。 ・テーブル間は 1 m 以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る。 ・挨拶者（ステージ）と参加者間との距離は 2 m 以上確保する。又はアクリル板等を設置し区切る。 ○換気の徹底 ・換気用機械や扉の開放等により場内換気を行う。 ○利用者への呼びかけ等 ・主催者に対し、参加者を把握できるよう事前登録制などを促す。 ・飲食時以外はマスクを着用するよう、場内アナウンス等により促す。 ・入店時に検温・手指消毒を促す。 ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるよう促す。 ・滞在時間が長時間（2 時間以上）とならないよう促す。 ・テーブル間の移動は控えるよう促す。	○予約時 ・主催者は参加見込み数をもとに人との距離（着席時 1 m 以上）が確保できる広さの会場を選定する。 ・食事を提供する場合は収容定員の 50% 以内の開催とする。 ・立食形式は控える。 ○利用時 ・利用する宴会場の感染防止対策を守り、協力する。 ・飲食時以外はマスクを着用する。 ・入店時に検温・手指消毒を行う。 ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える。 ・長時間（2 時間）を超える利用は控える。 ・テーブル間の移動は控える。

催物の開催制限等について

催物（イベント・集会等）の開催制限等については、10月1日（金曜日）から10月30日（土曜日）まで、以下の取扱いとする。

以降の取扱いについては、別途通知する。

1 催物の開催制限の目安等

・ イベント主催者及び施設管理者の双方において、別紙1「イベント開催時の必要な感染防止策」を講じる場合は、催物の開催制限について、後記2の人数上限及び収容率を適用する。

・ 上記以外の場合は、適切な感染対策を講じた上で、下記の人数上限及び収容率を原則とする。

＜人数上限及び収容率＞

○屋内：5,000人以下、かつ収容定員の50%以内の参加人数

○屋外：5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保(できるだけ2m)

2 人数上限及び収容率要件

人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

(1) 人数上限

① 収容定員が設定されている場合

5,000人または収容定員50%以内（ $\leq 10,000$ 人）のいずれか大きい方

② 収容定員が設定されていない場合

後記（2）の①及び②における収容定員が設定されていない場合の例によることとする。

(2) 収容率

① 大声での歓声、声援等がないことを前提とする場合

次の全てを満たす場合に限り、収容率の上限を100%とする。

・ これまでの当該イベントの出演者等による類似のイベントの開催実績において、参加者が歓声、声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられていないこと（開催実績がない場合、類似の出演者によるこれま

でのイベントに照らし、観客が歓声、声援等を発し、又は歌唱することが見込まれないこと)。

なお、この要件に該当することについて、イベント主催者において、過去の開催実績に基づく十分な説明が行われない場合は、この要件に該当しないものとして、後記②大声での歓声、声援等が想定される場合等のおり取り扱うこと。

- ・新規イベントの出演者・チームが、大声・歓声等が発生したイベントの出演者・チームの範囲に収まる場合は、前者について収容率上限100%を適用することは認められない。
- ・これまでの開催実績を踏まえ、マスクの常時着用、飲食制限等を含め、個別の参加者に対して感染防止対策（別紙1）の徹底が行われること。
- ・発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれ、それに則った感染防止対策が実施されること。

また、飲食の取扱いについては、マスクの常時着用を担保するため、引き続き、食事を伴うイベントは、「大声での歓声、声援等が想定されるもの」として取り扱うこととするが、飲食を伴うがイベント中の発声がない催物（映画館等）について、別紙2に記載した条件がすべて担保される場合に限り、イベント中の飲食を伴っても「大声での歓声、声援等がないことを前提としうるもの」として取り扱うこととする。

イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用するが、具体的な事例等を示すと以下のとおり

○参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

- ・感染防止策の徹底を前提に、収容定員までの参加人数とする。

○参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

- ・感染防止策の徹底を前提に、下記のとおりとする。

ア 収容定員が設定されている場合

収容定員までの参加人数

イ 収容定員が設定されていない場合

密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を空けること

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記3によることとする。

② 大声での歓声、声援等が想定される場合等

収容率の上限を50%（※）以内とする。

※ 異なるグループ又は個人間では座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ（家族等の日頃行動を共にする5名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、参加人数は、収容定員の50%を超えることもありうる。

イベントの特性に応じて、収容率の目安を適用するが、具体的な事例等を示すと以下のとおり

○参加者の位置が固定され、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

・収容率の上限を50%（※）以内とする。

○参加者が自由に移動できるものの、入退場や区域内の適切な行動確保ができる催物

・下記のとおりとする。

ア 収容定員が設定されている場合

当該収容定員の50%までの参加人数

イ 収容定員が設定されていない場合

十分な人と人との間隔（1m）を要すること

なお、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、後記3によることとする。

3 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等

地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、次のとおりの対応とする。

（1）全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なもの

引き続き、中止を含めて慎重に検討すること。具体的には、催物を開催する場合については、十分な人と人との間隔（1m）を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

（2）地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない

行事であって参加者がおおよそ把握できるもの（６月１９日以降は人数制限が撤廃）

引き続き、適切な感染防止策（例えば、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、十分な人と人との間隔の確保（１ｍ）、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等）を講ずること。イベント主催者等は、イベントを開催する前に、イベント参加者による厚生労働省から提供されている接触確認アプリＣＯＣＯＡや各地域で取り組まれている接触確認アプリの活用や、感染拡大防止のためのイベント参加者の連絡先等の把握を徹底すること。

なお、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等において、別紙３に該当するものについては、開催可能とする。

４ 催物の開催に関する留意事項

（１）感染防止策の注意喚起

別紙４「屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント」、別紙５「エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について」及び別紙６「イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策」で示しているとおり、イベント主催者等は、屋内での十分な換気、並びに接触感染、飛沫感染、マイクロ飛沫感染、大声、飲食、及び参加者の自由移動のリスクに応じた感染防止策、感染者の来場を防ぐ対策及び感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築等を適切に行うこと。

（２）催物前後における感染防止策の徹底

公共交通機関等の密集や催物後の会食等により、イベント主催者が管理できない場所（催物前後など）での感染拡大リスクが高まる場合があることにも留意し、催物前後における感染防止策を徹底すること。

（３）感染リスクが高まる「５つの場面」について

新型コロナウイルス感染症対策分科会からの提言である、別紙７に示された感染リスクが高まる「５つの場面」を回避するよう努めること。

（４）県との事前相談

イベント主催者及び施設管理者は、全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が１，０００人を超えるようなイベントについては、事前に県に相談すること。

また、全国的な移動を伴わず１，０００人を超えないイベントについては本県への事前相談は不要ですが、参加者へ感染症対策を周知する目的から、可能な限りで事前相談票（チェックリスト）の公表をお願いいたします。

（５）前売りチケット等の取扱い

９月３０日までにチケット販売が開始された催物のチケット（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、従来、本県が適用していた目安を超えない限りにおいて、上記の制限は適用せず、キャンセル不要と扱う。ただし、１０月１日から、本目安を超過するチケットの新規販売を停止すること。

【 添付資料 】

- 別紙１ イベント開催時の必要な感染防止策
- 別紙２ 映画館等（飲食を伴うものの発生がないもの）における感染防止策
- 別紙３ 野外フェス等における感染防止策
- 別紙４ 屋内イベントの開催のあり方に関する検討会とりまとめのポイント
- 別紙５ エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について
- 別紙６ イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策
- 別紙７ 感染リスクが高まる「５つの場面」
- 別紙８ 県主催イベントに係る対応について
- 別紙９ 催物（イベント等）を開催する際の感染防止対策
- 別紙１０ 感染状況に応じたイベント開催制限等について

イベント開催時の必要な感染防止策①

【別紙1】

(1) 徹底した感染防止等(収容率50%を超える催物を開催するための前提)

①	適切なマスク着用徹底	・マスク着用状況を確認し、個別に注意等を行い、マスクの常時着用を求める。 * マスクを持参していない者がいた場合は主催者側で配布・販売を行い、マスク100%を担保。
②	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等を行う * 隣席の者との日常会話程度は可(マスクの着用が前提) * 演者が歌唱等を行う場合、舞台から観客まで一定の距離を確保(最低2m)

(2) 基本的な感染防止等

③	①～②の奨励	・①～②は、イベントの性質に応じて可能な限り実行(ガイドラインで定める) * マスク着用状況が確認でき、着用していない場合は、個別に注意等を行うこと * 大声を出す者がいた場合等、個別に注意等を行うこと(例:スポーツイベント等ではラッパ等の鳴り物を禁止すること等) * 大音量のBGMは大声での会話を誘発する可能性があるため、BGMの音量を上げすぎないように留意する
④	手洗の徹底	・こまめな手洗の徹底を促す
⑤	消毒	・主催者側による施設内(出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等)のこまめな消毒、消毒液の設置及び手指消毒を促すこと
⑥	換気	・法令を遵守した空調設備の設置による常時換気、こまめな換気(1時間に2回以上、1回に5分間以上。または室温が下がらない範囲での常時窓開け) ・乾燥する場面では湿度40%以上を目安に加湿
⑦	密集の回避	・入退場時の密集回避(時間差入退場等)、待合場所等の密集回避 * 必要に応じ、人員の配置、導線の確保等の体制を構築するとともに、入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はそのキャパシティに応じ、収容人数を制限
⑧	身体的距離の確保	・大声を伴う可能性のあるイベントでは隣席との身体的距離の確保。具体的には、同一の観客グループ間(5名以内に限る。)では座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。 ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保 ・混雑時の身体的距離を確保した誘導、密にならない程度の間隔(最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔)

イベント開催時の必要な感染防止策②

(2) 基本的な感染防止等(続き)

⑨	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛 ・食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、収容率が50%を超える場合、飲食可能エリア以外(例:観客席等)は原則自粛。 (発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保、会話が想定される場合の飲食禁止、十分な換気等、一定要件を満たす場合に限り、食事可。)
⑩	参加者の制限	・入場時の検温、入場を断った際の払い戻し措置 * ただし、発熱者・有症状者の入場は断る等のルールをイベント開催前に明確に規定し、当該規定を十分周知している場合は払い戻し不要。
⑪	参加者の把握	・座席指定、動線確保などの適切な行動管理 ・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)のダウンロード推奨や各店舗における各地域通知サービスの登録・利用者のQRコード読取奨励(アプリのQRコードを入口に掲示すること等による具体的な促進措置の導入)
⑫	演者の行動管理	・有症状者は出演・練習を控える。体調が悪いときは医療機関等に適切に相談 ・演者・選手等と観客が催物前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じるとともに、接触が防止できないおそれがあるイベントについては開催を見合わせる ・合唱等、声を発出する演者間での感染リスクへの対処
⑬	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑭	ガイドライン遵守の旨の公表	・主催者及び施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取組を行う旨、HP等で公表

(3) イベント開催の共通の前提

⑮	入退場やエリア内の行動管理	・広域的なこと等により、入退場や区域内の行動管理ができないものは開催を慎重に検討 * 来場者の区画を限定、管理した花火大会などは可。具体的には、①身体的距離の確保、②密集の回避、③飲食制限、④大声禁止、⑤催物前後の行動管理、⑥連絡先の把握等を担保することが求められる。
⑯	地域の感染状況に応じた対応	・大規模イベントは、事前に収容率制限等も含めて都道府県と相談 ・地域の感染状況の変化があった場合は柔軟に対応

映画館等(飲食を伴うものの発生がないもの)における感染防止策

【別紙2】

具体的な条件(感染防止策)

①	食事時以外のマスク着用厳守	・入場時に着用を確認し、必要に応じマスクの配布、販売を実施すること ・イベント前に飲食時以外のマスク着用徹底を動画上映・アナウンス等で周知すること ・イベント中の適切な監視体制を構築し、確実なマスク着用を求めること ・着用状況を踏まえ、必要に応じ一層の周知を図る
②	会話が想定される場合の飲食禁止	・例えば、映画の場合は、発生が想定される場面(例:上映前後・休憩中のシアター内等)での飲食禁止 ・その他の催物についても、上記の要件に照らし、会話の有無を判断し、会話があり得る場面では飲食禁止を徹底
③	十分な換気	・二酸化炭素濃度1000ppm以下かつ二酸化炭素濃度測定機器等で当該基準を遵守していることが確認できること、または機械換気設備による換気量が30m³/時/人以上に設定されておりかつ当該換気量が実際に確保されていること (野外的場合は確認を要しない)
④	連絡先の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 *アプリのQRコードを入口に掲示すること等
⑤	食事時間の短縮	・長時間の飲食が想定されうる場合は、マスクを外す時間をなるべく短くするため、食事時間短縮のための措置を講ずるよう努めること

野外フェス等における感染防止策

【別紙3】

具体的な条件(感染防止策)

①	身体的距離の確保	・移動時の適切な対人距離の確保(誘導人員の配置等) ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
②	密集の回避	・定点カメラ・デジタル技術等による混雑状況のモニタリング・発信 ・誘導人員の配置 ・時差・分散措置を講じた入退場
③	飲食の制限	・飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限 ・休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止の徹底 ・過度な飲酒の自粛
④	大声を出さないことの担保	・大声を出す者がいた場合、個別に注意等ができるもの。
⑤	催物前後の行動管理	・イベント前後の感染防止の注意喚起 * 可能な限り、予約システム、デジタル技術等の活用により交通機関・飲食店等の分散利用を促進
⑥	参加者の把握	・可能な限り事前予約制、あるいは入場時に連絡先の把握 ・接触確認アプリ(COCoA)や各地域の通知サービスの導入に向けた具体的措置の徹底 ※アプリのQRコードを入口に掲示すること等

基本的方向性

- ・実効的な感染防止策と経済活動の質の確保の両立を図る。
- ・イベントは性質上、不特定多数者への集団感染リスクが考えられ、医療体制を逼迫させる可能性。「新しい生活様式の定着」、「業種別ガイドラインの遵守」を前提に、基本的な感染防止策に加え、感染リスクの分析に基づく有効な感染防止策の実施が重要。
- ・自治体と主催者側で十分に連携しながら、イベントの性質(①地域の感染状況、②地域医療体制への影響、③規模(人数、全国的・地域的)等)に応じた適切なリスクアセスメントを行い、開催の態様・有無を判断。「業種別ガイドラインの遵守」等が徹底できない場合には、開催について慎重に判断。
- ・エビデンスに基づき効果的な感染防止策を講じる。屋内では十分な換気が重要。屋外は通気性から十分な換気のある屋内と同様に扱う。
- ・地域の感染拡大やクラスターが発生した場合は、必要に応じて開催のあり方を見直し。

感染リスク

接触感染

- ・感染者の身体や感染者が触れた器具、感染者の飛沫が飛散した場所に接触した手で、口や鼻に触れる
※入退場(トイレ・ロビー)等の混雑では、感染リスク増加

飛沫感染

※5 μ m以上の粒子

- ・感染者の飛沫(5 μ m以上)の吸い込み
※マスクを外す場合(会場での飲食等)には、飛沫飛散が生じ感染リスク増加

マイクロ飛沫感染

※5 μ m未満の粒子

- ・感染者の隣席で微細な飛沫を吸い込み(①密接リスク)
- ・換気が悪い環境で長時間浮遊する微細な飛沫の吸い込み(②密閉リスク)
※大声を出すような環境においては、微細な飛沫が空気中に漂い、少し離れた場所にまで感染した事例が報告

感染防止策

- ・こまめな手洗いの励行
- ・出入口、トイレ等での手指消毒
- ・ウイルスが付着した可能性がある場所の消毒
- ・人と人とが触れ合わない距離の確保
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

- ・マスク着用(飛沫の飛散は相当程度抑制可能)
- ・演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保
- ・劇場・ホール内での食事は長時間マスクを外すことが想定され、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため自粛を促す
- ・混雑時の身体的距離を確保した誘導

- ・大声を伴うイベントでは隣席との身体的距離の確保
- ・同一の観客グループ内は座席を空けず、グループ間は1席(立席の場合1m)空ける。
- ・微細な飛沫が密集し、感染が発生することを避けるため換気を強化

(留意事項)

- ・感染者の来場を防ぐ対策の徹底(検温、体調不良時のチケット料金の払い戻し 等)
- ・感染発生時に感染可能性がある者を把握する仕組みの構築(座席固定、名簿管理の徹底、接触確認アプリ(COCOA)導入 等)
- ・複合的な性質を有するイベントに関しては、それぞれの性質に応じて要件を適用。

エビデンス等を踏まえた個別イベントの開催のあり方について

【別紙5】

基本的方向性

- ・これまでの基本的な感染防止策(別紙1)を前提に、①大声を出すことによるリスク、②食事をする事(マスクを外すこと)によるリスク、③参加者の自由行動を伴うことによる伴うことによるリスクの3点について検討。
- ・各リスクに対する必要な感染防止策をエビデンス、実績等に基づき検討。
- ・必要な感染防止策を講じる場合は、これまでの実績も踏まえつつ、開催制限の緩和が考えられる。
- ・イベントの大規模化に伴い一般に高まるリスクについても、具体的な対策内容を検討。

感染リスク

大声を出す

- 合唱(演者間の距離)
- ・飛沫、マイクロ飛沫の飛散による演者間の感染

エビデンス・実績

- 合唱(演者間の距離)
- ・屋内の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション

必要な感染防止策

- 合唱(演者間の距離)
- ・演者やその家族の体調・行動管理
- ・講じる防止策(マスク、フェイスシールド、マウスシールド着用等)に応じた適切な対人距離の確保
例: マスク着用時は前後1m左右50cm、未着用時は前後2m左右1m等
- ・適切な換気の実施(測定装置の設置等)

食事をする

- ・食事に伴いマスクを外した場合の、発声による飛沫、マイクロ飛沫の飛散

- ・食事時の飛沫飛散の実測

- 映画館(別紙2)
- ・会話等の発声が生じていない実績
- ・食事時の会話厳禁(注意喚起、監視体制等)
- ・食事時以外のマスク着用厳守(必要に応じ配布等)
- ・食事時間の短縮
- ・適切な換気の実施(測定装置の設置等)

参加者の自由行動を伴う

- ・会場内での密接、密集の発生による接触感染、飛沫感染の増加可能性
- ・固定席に比べ、接触機会が増加

- ・屋外の飛沫、マイクロ飛沫のシミュレーション
- ・感染防止策を講じた実証実績

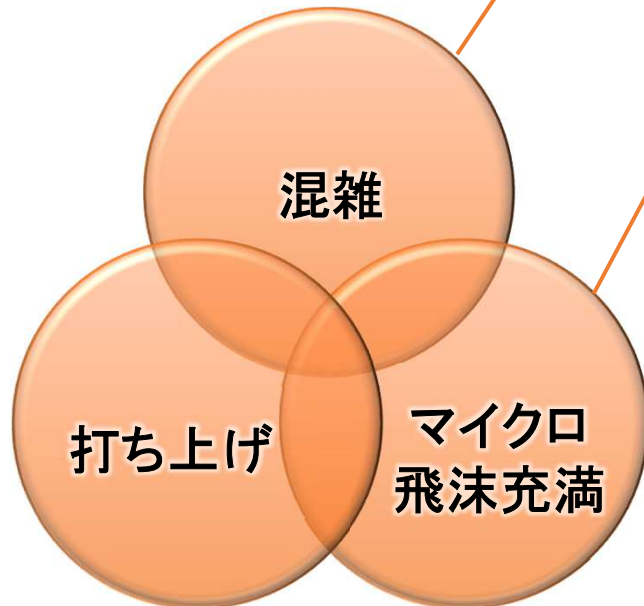
- 野外ロックフェス(別紙3)
- ・移動時の適切な対人距離の確保(誘導人員の配置等)
- ・区画あたりの人数制限、ビニールシート等を用いた適切な対人距離の確保
- ・飲食の適切な制限、過度な飲酒の禁止
- ・大声が発生しないよう注意喚起

イベントの大規模化に伴い高まるリスクへの対策

【別紙6】

- イベントが大規模化するにつれて、混雑、マイクロ飛沫充満、打上げにより、感染リスクが高まるおそれがある。
- イベントごとの態様や場面において、以下に代表されるような具体的な対策内容をそれぞれ検討することが求められる。

イベントの大規模化に伴い
リスクが高まる場面



○想定される場面

密接・密集

接触・飛沫

共用部(トイレ、廊下、売店、休憩所等)、入退場時、駅等～会場、交通機関

○対策例

- ・行列ができる場所における足元マーク設置
- ・定点カメラやデジタル技術による混雑状況のモニタリング・発信
- ・時差・分散(利用する駅の分散等)措置を講じた入退場
- ・駅等～会場における誘導員の配置、シャトルバス等の増便
- ・交通機関との連携(臨時便の検討等)

○想定される場面

密閉

マイクロ飛沫

共用部(トイレ、廊下、休憩所等)、地下道、交通機関
※冬場は寒気の流入防止による密閉が生じがちなため特に注意

○対策例

- ・必要に応じ入場人数を制限
- ・仮設休憩所(テント、プレハブ等)の適切な換気
- ・換気状況のモニタリング(CO2濃度計測装置の設置等)
- ・地下道を避け、地上道路を利用するよう誘導
- ・交通機関における走行中の窓の解放

○想定される範囲

3密

接触・飛沫・マイクロ飛沫

飲食店での飲み会、カラオケ等のイベント

○対策例

- ・自治体との連携により、会場や駅周辺の飲食店等に注意喚起
- ・参加者に飲食店等の事前予約を推奨
- ・「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」に沿った飲み会等
- ・歌唱を行う場合のマスク着用

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話することで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。



県主催イベントに係る対応について

県主催の一般県民が参加するイベントや集会については、前述のイベントの取扱いと同様とし、参加者の人数、高齢者などの属性及び限定の度合い、開催地、会場の状況等を考慮して、個別にその開催の可否を判断する。

開催する場合には、入場者の制限や誘導、接触確認アプリの活用促進、連絡先の把握、大声の抑止、手指の消毒設備の設置、マスクの着用の徹底、室内の十分な換気の実施など適切な感染防止対策を徹底する。

催物（イベント等）を開催する際の感染防止対策

催物（イベント等（余興等や飲食を伴うものを含む））を開催する際は、特に以下の感染防止対策を徹底すること。なお、会場については、以下の対策を徹底できる会場を選ぶこと。

【基本的な対策】

- ☐ 主催者および施設管理者が、業種別ガイドラインに従った取り組みを行う旨、ホームページ等で公表している。
- ☐ 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状のある方の入場を制限する。
- ☐ 発熱等の症状のため入場を制限した場合の払い戻し措置等を規定しておく。
- ☐ 開催前に、参加者に接触確認アプリ「COCOA」のインストールを呼びかける。
（アプリのQRコードを入口に掲示すること等）
- ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、可能な限り事前予約制とする。もしくは、個人情報の取扱いに十分注意した上で、参加者の連絡先等の把握を徹底する。
- ☐ 万が一感染が発生した場合に備え、参加者同士の接触の状況等を把握するため、座席表を保管する。
- ☐ 参加者及びスタッフのマスク着用を徹底する（熱中症等の対策が必要な場合を除く）。
- ☐ マスクを持参していない者がいた場合は、主催者側でマスクを配布し、着用率100%を担保する。
- ☐ 参加者及びスタッフのこまめな手洗い・手指消毒などを徹底する。
- ☐ 出入口やトイレ等に消毒液を配置し、適切に補充する。
- ☐ 参加者に会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。
- ☐ 会場における握手等の交流等を極力控えるよう呼びかける。
- ☐ 参加者及びスタッフに催物前後や移動中における感染防止のための適切な行動（感染リスクのある行動の回避）を行うよう呼びかける。（交通機関、会食・打ち上げ、飲食店等の分散利用）
- ☐ 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。（入場口、トイレ、売店等の密集の回避）
- ☐ 会場内では、人と人との距離（できるだけ1 m）を確保する。
- ☐ 入退場時の制限や誘導を行い、人と人との距離（できるだけ1 m）を確保する。（足元カーカー設置、誘導員配置、時差・分散移動等）
- ☐ 入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じ収容人数を制限する。法令や業種別ガイドラインを遵守した空調設備を設置するとともに、施設の常時換気を徹底する
[※屋内の場合]。
- ☐ ・1時間に2回以上、1回に5分以上
- ☐ ・可能な範囲で常時窓開け 等
- ☐ 乾燥する場面では、湿度40%を目安に加湿する。
- ☐ 休憩スペース、更衣室、楽屋、控室等についても、三密とならないよう徹底する。（換気の徹底、密接・密集した状態での飲食の回避、マスク不着用での近距離の会話の回避等）
- ☐ 休憩スペース、更衣室、楽屋、控室等についても、消毒を徹底する。（共用箇所の消毒、入室時の手指消毒等）
- ☐ 受付など人と人が対面する場所は、スタッフ等はマスクやフェイスシールドを着用し、パーテーションやビニールカーテンを設置する。

次ページに続く

- ☐ 電子マナー等の非接触決済を導入や、コイントレーの使用を行う。
- ☐ 手指消毒設備を設置する（出入口、受付、会場内、スタッフルーム等）。
- ☐ 施設内（出入口、トイレ、ウイルスが付着した可能性のある場所等）こまめに消毒する。
- ☐ 共通タオルは禁止し、ペーパータオルを設置するか、または個人のタオル等の使用を促す。
- ☐ 鼻水・唾液等が付着したごみは適切に処理する。（ビニール袋で密閉、回収時マスク・手袋装着、回収後の手洗い等）
- ☐ 上記のほか、主催者及び施設事業者が属する業種における感染拡大防止のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。（業種別ガイドラインがない場合は、「感染予防対策例と留意点」を参照）
- ☐ 新型コロナウイルス感染症患者、濃厚接触者、その他発熱等の症状のある者は、出演・練習等を控える。
- ☐ 練習時等、催物開催前も含め、声を発生する演者間での感染リスクに対処する。
- ☐ 演者が発声する場合には、舞台から観客の間隔を2m確保する。それができない場合は、演者等から飛沫が拡散しないためにビニールカーテン等を設置する。
- ☐ 参加者と接触するような演出（参加者をステージに上げる、催物前後や休憩時間に接触する等）は行わない。接触が防止できないおそれがある催物については開催を見合わせる。
- ☐ 余興等を行う際は、参加者と十分な距離（できるだけ2m）を確保する。
- ☐ 大声を発する余興等は控える。
- ☐ 参加者に大声による発声を控えるよう呼びかける。（個別に中止、対応等ができる体制を整備）
- ☐ スポーツイベント等では、ラッパ等の鳴り物を禁止する。
- ☐ 集合写真を撮影する際は、直前までマスクを着用し、会話を控えるよう呼びかける。
- ☐ スナップ写真を撮影する際は、密集となることのないポーズとするよう呼びかける。
- ☐ マイクは、使用の都度、消毒又は交換を行う。
- ☐ 演者・スタッフ等のユニフォームや衣類をこまめに洗濯する。
- ☐ **【飲食等を伴う場合】**
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- ☐ ビュッフェ方式の場合は、料理を小皿に盛って提供する、従業員等が取り分ける、料理やドリンクの受け渡しは、手渡しではなくトレイを使用する。
- ☐ 参加者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう呼びかける。
- ☐ 受付及び会場内に「食事中以外はマスクの着用をお願いする」旨掲示する。
- ☐ 食事中以外はマスクを着用し、会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。
- ☐ 飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食を制限する。
- ☐ 休憩時間中及びイベント前後の食事等による感染防止を徹底する。
- ☐ 過度な飲酒の自粛呼びかけを行う。
- ☐ （緩和措置を適用している場合）休憩時間中も含め、劇場・ホール内での食事を禁止する。
- ☐ 着席形式の場合、テーブルとテーブルの間の距離、一つのテーブルに着席できる人数、着席の仕方などについて、飛沫感染が予防できるよう工夫する。

感染状況に応じたイベントの開催制限等について

【別紙10】

		収容率※4	人数上限※4	
緊急事態措置区域		50%	5,000人	
まん延防止等 重点措置		大声なし※1 100%以内 大声あり※2 50%以内	(まん延防止等重点措置の都道府県) 5,000人	
緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置 解除後の 経過措置 (約1か月)			5,000人 又は 収容定員50%以内(≤10,000人) のいずれか大きい方 注:大規模施設の実証調査を実施。実証開始前10,000人 →実証時20,000人に緩和。	
その他都道府県※3			5,000人 又は 収容定員50%以内 のいずれか大きい方	

※1 大声での歓声、声援等がないことを前提としうる場合。この判断は、実態に照らして、個別具体的に判断。この場合、収容定員5,000人までの施設については、満席とすることが可能となる。

※2 大声での歓声、声援等が想定される場合等。異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る。)内では座席間隔を設けなくてもよい。
すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

※3 施設の使用制限は、収容率要件など、必要な感染防止策を働きかける(人数上限なし)。

※4 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

※5 地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和2年9月11日付け国事務連絡1.(2)のとおり取り扱う。